

旅行業務取扱料金表(国内旅行)

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面)

手配旅行に係る取扱料金

区分	内 容		料 金
取扱 料金	宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	21人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%以内
		上記以外	旅行費用総額の15%以内
	単独で手配する場合	宿泊機関	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内(下限550円) ※同一施設に連泊の場合は1手配として扱います
		運送機関	運送機関1件1手配につき費用の20%以内(下限1,000円) ※往復の場合は2手配となります
		観光券等	観光券等1件1手配につき費用の20%以内(下限1,000円)
	航空券	1人1区間につき航空運賃の20%以内(下限1,100円)	
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)			添乗員1人1日につき30,000円
変更 手続 料金	宿泊機関の予約・手配の変更		1件1手配につき550円
	運送機関、観光券の予約・手配の変更		1件1手配につき1,000円
	航空券の予約・手配の変更		1件1区間につき1,000円
取消 手続 料金	宿泊機関の予約取消		1件1手配につき550円
	運送機関、観光券等の予約取消		1件1手配につき1,100円
	航空券の予約の取消		1件1区間につき1,100円
連絡通 信費	お客様の依頼により、特別または緊急に手配・変更・取消のため連絡を行った場合		1件につき500円(※通信実費は別途申し受けます)

相談料金

内 容	料 金
(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金(30分まで)2,000円と以降30分ごとに2,000円
(2) 旅行の日程表の作成	1件につき3,000円
(3) 旅行に必要な見積書の作成	基本料金2,500円
(4) 旅行地及び運送、宿泊機関、その他旅行に関する情報提供	資料(A4版)1枚につき1,500円
お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(5)までの料金に交通費(ガソリン代等)上限5,000円

(注) 1. 上記料金には消費税が含まれています。

2. 「運送機関」とは、JR・航空を除く私鉄・バス・フェリー等をいいます。
3. 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して支払う費用をいいます。
4. 「手配」とは予約の必要のない発券のみを含みます。
5. 上記変更手続料金、取消手続料金のほか、運送機関、宿泊機関等の定める取消料を申し受けます。
6. 旅行契約成立後、お客様のお申し出により旅行を中止される場合でも取扱料金を収受いたします。